1(2) 役員等の改選について

1-(2)役員等の改選について

- ・令和3年は、役員及び評議員を改選する年となっています(定款で評議員の任期を6年と定めている法人を除く)。
- ・以下は、選任に係る基本的な流れの例です。

1-(2)役員等の改選について

ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例 ※評議員選任・解任委員の任期は、法人が定款細則等で定めることになっており、法人によって任期が異なりますのでご注意ください(ア以外(=評議員選任・解任委員の任期を令和2年6月定時評議員会終結時までとしていた法人等)は「イ」を参照)。

現役員(理事・監事)(A)→新役員(B)

現評議員選任·解任委員(C)

→新選任・解任委員 (D)

現評議員(E)→新評議員(F)

1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員 選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員 会の終結時までとなっている法人の例

- ①令和3年5月頃 決算理事会(A)開催の議案の例
 - ・前年度事業報告・決算等の承認
 - ・新理事・監事候補者(B)の推薦
 - ※新監事(B)の推薦にあたっては、理事による決議に加えて、現監事(A)からも選任の同意を得て、そのことを議事録に記載しておくことが必要。
 - · 定時評議員会招集事項(日時、場所、議案等)
 - ・新評議員選任・解任委員(D)の選任
 - 新評議員候補者(F)の推薦

- 1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例
- ②令和3年5月~6月頃 評議員選任·解任委員会(C)開催
 - ・新評議員(F)の選任
- ③令和3年6月(決算理事会から中14日以上) 定時評議員会(E)開催
 - ・前年度事業報告・決算等の承認
 - ·新理事・監事(B)の選任
 - ※定時評議員会終了後、B·D·Fが就任

- 1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例
- ④令和3年6月(基本的に定時評議員会と同日) 理事会(B)開催
- ※招集通知なく理事会開催することについて役員全員から同意を得るとともに、同意があった旨を議事録に記載すること
 - ・新理事長の選定
- ⑤令和3年6月末(上記理事会から2週間以内) 理事長変更登記

1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例

令和3年6月定時評議員会終結時

理事·監事	A(現理事)	B(新理事)
理事会	↑①決算理事会	↑④理事会
	·D選任、B·F候補者推薦	・新理事長選定
評議員選任・解任委員	C(現委員)	D(新委員)
評議員選任・解任委員会	↑②選任解任委員会	
	· F選任	
評議員	E(現評議員)	F (新評議員)
	↑③定時評議員会	
評議員会	・B選任	

※法人と新役員等(B·D·F)の委任関係は、就任承諾をもって開始されるため、就任承諾書等の日付は、定時評議員会と同日付が望ましいとされていますので、遅れなく徴取するようにしてください。

1-(2)-イ ア以外の法人の例

・ア以外の法人に関する役員等の改選の流れについては、各所轄庁にご確認ください。 (例えば、評議員選任・解任委員の任期が令和2年の定時評議員会終結時となっていた法人で、新委員を選任済みの場合は、上記の例から、評議員選任・解任委員の改選部分を省き、新委員による評議員選任・解任委員会を開催していただく形になります。)

1-(2)役員等の改選についてウ 役員等の任期あわせについて

・定数増員などで一部の役員等の任期がずれたとき、任期が残っている役員等の辞任により全員の任期を一律にそろえることができます。但し、辞任を強制することはできませんので、あくまで現任者が同意していることが前提となります。

1-(2)-ウ 役員等の任期あわせについて

- ・なお、定款上、補欠の任期を定めている箇所が、以下の表現になっている場合は、任期をそろえることはできません(そろえたい場合は、定款変更が必要になります)。
 - 任期をそろえられない定款の例
- →「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。」
- ※「~することができる。」という表現なら任期あわせ可。
- ・辞任以外の方法としては、定款を変更し、評議員の任期 を延長する方法等が考えられます。適宜、所轄庁にご相談 ください。

1-(2)-ウ 役員等の任期あわせについて

